傍聴人の皆様へ

最高裁判所広報課

労働契約法２０条違反による損害賠償請求事件について

事 案 の 概 要

◇　本件は、上告人（第一審被告）に雇用されていた被上告人ら（第一審原告ら）が、労働契約に基づく一時金請求権を有する準社員の地位にあったのに、一時金が支払われなかったと主張して、上告人に対し、不法行為に基づき、一時金相当額及び弁護士費用相当額の損害賠償を求めるなどする事案である。

◇　上告人の亀山事業所における労働者は、有期契約労働者である準社員と無期契約労働者である正社員とに区分されていたところ、上告人は、同事業所に派遣されていた派遣労働者を新たに有期雇用契約社員として雇用することとした。

　上告人と被上告人らは、平成２２年１月１日から平成２３年９月１日までの間に有期労働契約を締結した。同労働契約においては、被上告人らを有期雇用契約社員として雇用し、その労働条件は有期雇用契約社員就業規則の定めるところによる旨が定められていた。もっとも、上告人が同就業規則を作成したのは同年１１月３日であった。

原判決及び争点

◇　原判決（名古屋高裁）は、要旨次のとおり判断して、上記の損害賠償請求を一部認容した。

　上告人は、平成２３年１１月２日までは準社員就業規則が適用される被上告人らを準社員と扱うべきであったのに、これに反して一時金を支給しなかったから、不法行為に基づき、準社員であった期間の一時金相当額及び弁護士費用相当額の損害賠償義務を負う。

◇　最高裁における争点は、上記の損害賠償請求が不法行為に基づく損害賠償請求の要件を満たすか否かである。